

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行の際現に策定されている福岡県における歯科口腔保健に係る対策の根幹をなす計画は、第七条第一項の規定により策定された歯科口腔保健推進計画とみなす。

## **4 学校保健安全法 【一部抜粋】**

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

### 第二章 学校保健

#### 第一節 学校の管理運営等

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増

進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二節 健康相談等

### (健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

### (保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

### (地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

## 第三節 健康診断

### (就学時の健康診断)

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

### (児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

## 5 教科における歯・口の健康づくりの進め方

(出典：公益財団法人日本学校保健会『生きる力』を育む 学校での歯・口の健康づくり)

【体育科・保健体育科の内容の例】

	単元名	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	題材例
小学校 第3・4学年(2 年間で8単位 時間程度)	毎日の生活 と健康	健康な生活について 理解できるようにす る。	課題を見付け、その解決 に向けて考え、それを表 現する。	「歯や口の清潔」
	育ちゆく体 とわたし	体の発育・発達につい て理解できるようにす る。	体がよりよく発育・発達 するために、課題を見付 けて、その解決策に向け て考え、それを表現する。	「歯の発育」
小学校 第5・6学年(2 年間で16単 位時間程度)	けがの防止	けがの防止について 理解するとともに、け がなどの簡単な手当 をすることができる ようにする。	けがを防止するために、 危険の予測や回避の方 法を考え、それらを表 現する。	「歯のけがと手当 て」
	病気の予防	病気の予防について 理解できるようにす る。	病気を予防するために、 課題を見付け、その解決 に向けて思考し判断す るとともに、それらを表 現する。	「むし歯・歯肉炎 の原因と予防」
中学校 (3年間で48 単位時間程 度)	健康な生活 と疾病の予 防 (全学年)	健康な生活と疾病の 予防について理解を 深めることができる ようにする。	課題を発見し、その解決 に向けて思考し判断す るとともに、それらを表 現する。	「歯・口の健康と 心身の健康」「生活 習慣と歯・口の健 康」「歯・口の健康 と定期健康診断」
	心身の機能 と発達との 心の健康 (1学年)	心身の機能の発達と 心の健康について理 解を深めることがで きるようにする。	課題を発見し、その解決 に向けて思考し判断す るとともに、それらを表 現する。	「心身の機能の発 達における歯肉炎 の影響」
	傷害の予防 (2学年)	傷害の防止について 理解を深めるととも に、応急手当ができ るようにする。	危険の予測やその回避の 方法を考え、それらを表 現する。	「歯の外傷」
特別支援学校	上記に準ずる			

【関連する教科の内容の例】

	関連する 教科	単元名	知識及び技能	思考力、判断力、表 現力等	題材例
小 学 校	生活科	基本的な生 活習慣や生 活技能	家庭生活に関わる活動を通 して、家庭における家族のこ とや自分でできることなど について考えることができ 、家庭での生活は互いに支 え合っていることが分か り、自分の役割を積極的に 果たしたり、規則正しく健 康に気を付けて生活したり しようとする。	家庭生活をよりよく するために取り組ん できたことを振り返 ったり交流したりす ること。	「大きくな ったわたし」

	理科 第3学年	身の回りの生物	身の回りの生物について、探したり育てたりする中で、それらの様子や周辺の環境、成長の過程や体のつくりに着目してそれらを比較しながら調べる活動を通して、昆虫の育ちには一定の順序があることや、昆虫の体は頭、胸、及び腹からできていることを理解し、観察、実験などに関する技能を身に付けること。	身の回りの生物の様子について追及するなかで、差異点や共通点を基に、身の回りの昆虫の成長のきまりや体のつくりについての問題を見出し、表現すること。	「昆虫の口のしくみ」
	理科 第6学年	人と体のつくりと働き	人や他の動物について、体のつくりと呼吸、消化、排出及び住管の働きに着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、食べ物、口、胃、腸などを通る間に消化、吸収され、吸収されなかった物は排出されることを理解し、観察、実験などに関する技能を身に付けること。	人や他の動物の体のつくりと働きについて追及するなかで、体のつくりと呼吸、消化、排出及び循環の働きについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。	「消化器官としての口」
	家庭科	食事の役割	食事の役割が分かり、日常の食事の大切さと食事の仕方について理解できるようにする。	楽しく食べるために日常の食事の仕方を考え、工夫すること。	「健康な歯や歯肉をつくる食事」
		栄養を考えた食事	体に必要な栄養素の種類と主な働きや食品の栄養的な特徴が分かり、料理や食品を組み合わせると必要なことを理解できるようにする。	1食分の献立について栄養のバランスを考え、工夫すること。	「健康な歯や歯肉をつくる栄養素」
	中学校	技術・家庭科 家庭分野	幼児の生活と家族 幼児の生活と家族	遊び道具の制作や幼児と触れ合う活動などの実践的・体験的な学習を通して幼児に関心をもち、幼児の心身の発達と生活、それを支える家族の役割や遊びの意義について理解し、幼児との関わり方を工夫できるようにする。 幼児の発達と生活の特徴が分かり、子供が育つ環境としての家族の役割や、幼児にとっての遊びの意義や幼児との関わり方について理解できるようにする。	幼児とのよりよい関わり方について考え、工夫すること。
中学生の食生活と栄養 食事の役割と中学生の栄養の特徴			自分の食生活の振り返りや栄養素の種類と働きに関する学習を通して、食事の役割と中学生の栄養の特徴について理解を深めるとともに自分の生活に関心をもち、健康によい食習慣について考え、よりよい食生活を営むことができるようにする。 生活のなかで食事が果たす役割や、中学生に必要な栄養の特徴が分かり健康によい食習慣について理解できるようにする。	健康によい食習慣について考え、工夫すること。	「食生活と栄養」

	理科 第2分野	動物の生活と生物の変遷動物の体のつくりと働き	生物の体は細胞からできていることを観察を通して理解させる。また、動物などについての観察、実験を通して、動物の体のつくりと働きを理解させ、動物の生活と種類についての認識を深めるとともに、生物の変遷について理解させる。 生命を維持する働きに関して、消化や呼吸についての観察、実験などを行い、動物の体が必要な物質を取り入れ運搬している仕組みを観察、実験の結果などと関連付けて理解できるようにする。	身近な動物の体のつくりと働きについて、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、生物の体のつくりと働きについての規則性や関係性を見出して表現すること。	「消化器官、呼吸器官としての口の機能」
特別支援学校	上記に準ずる。				

## 6 厚生労働省「フッ化物洗口ガイドライン」

医政発第 0114002 号  
健発第 0114006 号  
平成 15 年 1 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
厚生労働省健康局長

### フッ化物洗口ガイドラインについて

健康日本 21 における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である。

我が国における有効かつ安全なフッ化物応用法を確立するために、平成 12 年から厚生労働科学研究事業として、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての検討が行われたところであるが、この度、本研究事業において「フッ化物洗口実施要領」を取りまとめたところである。

については、この研究事業の結果に基づき、8020 運動の推進や国民に対する歯科保健情報の提供の観点から、従来フッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を別紙の通り定めたので、貴職におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対して周知方

お願いいたします。

## 1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されており、口腔保健向上のためフッ化物の応用は、重要な役割を果たしている。

わが国においては、世界保健機関（WHO）等の勧告に従って、歯科診療施設等で行うフッ化物歯面塗布法、学校等での公衆衛生的応用法や家庭で行う自己応用法であるフッ化物洗口法というフッ化物応用によるう蝕予防が行われてきた。特に、1970年代からフッ化物洗口を実施している学校施設での児童生徒のう蝕予防に顕著な効果の実績を示し、各自治体の歯科保健施策の一環として、その普及がなされてきた。

そのメカニズムに関しても、近年、臨床的う蝕の前駆状態である歯の表面の脱灰に対して、フッ化物イオンが再石灰化を促進する有用な手段であることが明らかになっており、う蝕予防におけるフッ化物の役割が改めて注目されている。

こうした中、平成11年に日本歯科医学会が「フッ化物応用についての総合的な見解」をまとめたことを受け、平成12年度から開始した厚生労働科学研究において、わが国におけるフッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての研究（「歯科疾患の予防技術・治療評価に関するフッ化物応用の総合的研究」）が行われている。

さらに、第3次国民健康づくり運動である「21世紀における国民健康づくり運動」（健康日本21）においても歯科保健の「8020運動」がとりあげられ、2010年までの目標値が掲げられている。これらの目標値達成のための具体的方策として、フッ化物の利用が欠かせないことから、EBM（Evidence Based Medicine）の手法に基づいたフッ化物利用について、広く周知することは喫緊の課題となっている。

このような現状に照らし、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図ることは、「8020」の達成の可能性を飛躍的に高め、国民の口腔保健の向上に大きく寄与できると考えられ、上記の厚生労働科学研究の結果を踏まえ、最新の研究成果を盛り込んだ

フッ化物洗口について、その具体的な方法を指針の形として定め、歯科臨床や公衆衛生、地域における歯科保健医療関係者に広く周知することとした。

## 2. 対象者

フッ化物洗口法は、とくに、4歳児から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。

また、成人の歯頸部う蝕や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

### 1) 対象年齢

4歳から成人、老人まで広く適用される。特に、4歳（幼稚園児）から開始し、14歳（中学生）まで継続することが望ましい。その後の年齢においてもフッ化物は生涯にわたって歯に作用させることが効果的である。

## 2) う蝕の発生リスクの高い児（者）への対応

修復処置した歯のう蝕再発防止や歯列矯正装置装着児の口腔衛生管理など、う蝕の発生リスクの高まった人への利用も効果的である。

## 3. フッ化物洗口の実施方法

フッ化物洗口法は、自らでケアするという点では自己応用法（セルフ・ケア）であるが、その高いう蝕予防効果や安全性、さらに高い費用便益率（Cost-Benefit Ratio）等、優れた公衆衛生的特性を示している。特に、地域単位で保育所・幼稚園や小・中学校で集団応用された場合は、公衆衛生特性の高い方法である。なお、集団応用の利点として、保健活動支援プログラムの一環として行うことで長期実施が確保される。

### 1) 器材の準備、洗口剤の調製

施設での集団応用では、学校歯科医等の指導のもと、効果と安全性を確保して実施されなければならない。

家庭において実施する場合は、かかりつけ歯科医の指導・処方を受けた後、薬局にて洗口剤の交付を受け、用法・用量に従い洗口を行う。

### 2) 洗口練習

フッ化物洗口法の実施に際しては、事前に水で練習させ、飲み込まずに吐き出せさせることが可能になってから開始する。

### 3) 洗口の手順

洗口を実施する場合は、施設職員等の監督の下で行い、5～10ml の洗口液で約 30 秒間洗口（ブクブクうがい）する。洗口中は、座って下を向いた姿勢で行い、口腔内のすべての歯にまんべんなく洗口液がゆきわたるように行う。吐き出した洗口液は、そのまま排水口に流してよい。

### 4) 洗口後の注意

洗口後 30 分間は、うがいや飲食物をとらないようにする。また、集団応用では、調整した洗口液（ポリタンクや分注ポンプ）の残りは、実施のたびに廃棄する。家庭用専用瓶では、一人あたり約 1 か月間の洗口ができる分量であり、冷暗所に保存する。

## 4. 関連事項

### 1) フッ化物洗口法と他のフッ化物応用との組み合わせ

フッ化物洗口法と他の局所応用法を組み合わせる実施しても、フッ化物の過剰摂取になることはない。すなわちフッ化物洗口とフッ化物配合歯磨剤及びフッ化物歯面塗布を併用しても、特に問題はない。

### 2) 薬剤管理上の注意

集団応用の場合の薬剤管理は、歯科医師の指導のもと、歯科医師あるいは薬剤師が、薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設において厳重に管理する。

家庭で実施する場合は、歯科医師の指示のもと、保護者が薬剤を管理する。

### 3) インフォームド・コンセント

フッ化物洗口を実施する場合には、本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。

### 4) フッ化物洗口の安全性

#### (1) フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性

本法は、飲用してう蝕予防効果を期待する全身応用ではないが、たとえ誤って全量飲み込んだ場合でもただちに健康被害が発生することはないと考えられている方法であり、急性中毒と慢性中毒試験成績の両面からも理論上の安全性が確保されている。

##### 1：急性中毒

通常の方法であれば、急性中毒の心配はない。

##### 2：慢性中毒

過量摂取によるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物が摂取されたときに発現する。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であっても、永久歯の歯冠部は、ほぼできあがっており、口腔内の残留量が微量であるため、歯のフッ素症は発現しない。骨のフッ素症は、8ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であるので、フッ化物洗口のような微量な口腔内残留量の局所応用では発現することはない

#### (2) 有病者に対するフッ化物洗口

フッ化物洗口は、うがいが適切に行われる限り、身体が弱い人や障害をもっている人が特にフッ化物の影響を受けやすいということはない。

腎疾患の人にも、う蝕予防として奨められる方法である。また、アレルギーの原因となることもない。骨折、ガン、神経系および遺伝系の疾患との関連などは、水道水フッ化物添加（Fluoridation）地域のデータを基にした疫学調査等によって否定されている。

### 5. 「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」

フッ化物応用に関する、より詳細な情報については、厚生労働科学研究「フッ化物応用に関する総合的研究」班が作成した「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照されたい。



学校における歯と口の健康づくり推進計画

北九州市教育委員会学校支援部学校保健課  
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号  
TEL:093-582-2381 FAX:093-581-5920